

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁教育総務課

法令名	佐賀県教育委員会会議規則	法令番号	昭和31年佐賀県教育委員会規則第13号		
手続名	教育委員会の傍聴者の退場命令	根拠条項	第5条第5項		
処分基準	<p>教育委員会の傍聴者の退場命令は次の場合に行う。</p> <p>(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項ただし書の規定により、委員会が公開しないこととしたとき</p> <p>(2) 傍聴者が次に掲げる行為をし、教育長の指示に従わないとき</p> <p>① みだりに傍聴席を離れること</p> <p>② 私語、談話または拍手等を行うこと</p> <p>③ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること</p> <p>④ 帽子をかぶること</p> <p>⑤ 前各号のほか、会議の妨害となるような言動を行うこと</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 教育庁 教育総務課	交付機関 教育庁 教育総務課	目次 No.